

5. 学 则



桜の聖母短期大学学則

第1章 総則

第1条 桜の聖母短期大学(以下「本学」という)は、コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会に源をもち、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムの設置する学校である。

第2条 本学は、カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理の見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成することを目的とする。

第2条の2 各学科等の教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的は、次のとおりである。

(1) キャリア教養学科

愛と奉仕に生きる良き社会人として、以下の能力と資質を身につけ、コミュニティに貢献できる人材を養成する。

1. グローバル化する情報社会で必要とされる政治、経済、法制、文化などに関する高度な教養
2. 職業スキルと語学力
3. 主体的に学び続け、「なりたい自分」の実現に向けて行動する力

(2) 生活科学科

愛と奉仕に生きる良き社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成するために、次の二専攻を置く。

食物栄養専攻

食物栄養専攻では、以下の人材を養成する。

1. 食と栄養に関する確かな専門的知識と技術を身につけている人。
2. 社会の変化に対応して、自発的に学び続ける人。
3. 多様な人々と協働できるコミュニケーション力を持つ人。
4. 地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を持つ人。

福祉こども専攻

福祉こども専攻では、以下の人材を養成する。

1. こどもの保育・教育及び社会的養護に必要な専門的知識と技術を身につけている人。
2. こども一人ひとりの育ちを大切にすること。
3. 自ら気づき、行動する人。
4. 多様な人々と協働しながら地域に貢献できる人。

(3) 共通教育

教養科目を通して、建学の精神について学び、生涯を通して学習していく主体性や、多様な人々と協働しつつ学習する態度を身につけることを目的とする。

第3条 本学は、教育研究水準の向上をはかり、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、不断の自己点検・自己評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

第3条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るために、ファカルティ・ディベロップメントを組織的に実施し、不断の研修及び研究を行うものとする。

2. 前項のファカルティ・ディベロップメントに関する規程は、別に定める。

第2章 学科組織 及び 修業年限

第4条 本学の学科組織及び学生定員は次のとおりである。

学 科	入学定員	総定員
キャリア教養学科	80	160
生活科学科	食物栄養専攻	40
	福祉こども専攻	50
合 計	170	340

第5条 本学の修業年限は2カ年とし、在籍年限は4カ年を超えないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、在籍年限を超えて在学を希望する者がいるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年 学期 及び 休業日

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年は次の2期に分ける。

- 前期 4月1日より9月30日まで
後期 10月1日より翌年3月31日まで

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) カトリック教会の定める祭日 12月25日
 - (3) 創立記念日 7月2日
 - (4) 春季休業 3月下旬より4月上旬までの学事暦に定める期間
 - (5) 夏季休業 8月上旬より9月末日までの学事暦に定める期間
 - (6) 冬季休業 12月下旬より1月上旬までの学事暦に定める期間
 - (7) 前項までの規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。
2. 必要がある場合は、夏季休業ならびに冬季休業の期間であっても、集中授業科目及び実習科目を実施することができる。

第9条 1年間の授業期間は試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとする。

第4章 入学 休学 復学 退学 再入学 転学科 転学及び除籍

(入学)

第10条 入学の時期は原則として学年始めとする。

第11条 本学に入学を出願できる者は、次の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者、又は卒業見込みの者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者及び文部科学大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (5) 国際バカロレア資格を有する者で18才に達した者。
- (6) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずると認められた者。

第12条 入学希望者は本学所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2. 出願手続き及び選抜方法については、毎年度これを公示する。

第13条 前条の手続きを終えた入学希望者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第14条 前条の選考の結果に基づいて合格通知を受けた者は、別に定めるところにより、入学手続きをとらなければならない。

2. 学長は前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない事情で長期にわたって修学することができない者は、その理由を具し、保証人連署で休学を願い出ることができる。なお、病気のため休学する場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第16条 病気その他の理由で修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第17条 休学期間は当該年度を超えることはできない。ただし、引き続き休学が必要と認められた場合は、通算2年以内に限り、あらためて休学手続きをとることができる。

2. 休学期間は在籍年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、復学を願い出ることができる。

なお、病気によって休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署で願い出なければならない。

(再入学)

第20条 本学を退学したもので同一学科に再入学を希望する者に対しては、選考の上、入学を許可することがある。

2. 再入学に係る選考の方法及び卒業の要件は、それぞれ別に定める。

(転学科)

第21条 在学中に他の学科ないし他の専攻課程に転籍を希望する学生があるときは、選考のうえ転籍を許可することがある。

(転学)

第22条 本学に転出入学を希望する者については、保証人連署のうえ学長に願い出、許可を得なければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一つに該当する者は除籍する。

- (1) 第5条に定める在籍年限を超える者。

- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。
- (3) 長期間にわたって行方不明の者。
- (4) 休学期間を超えてもなお復学できない者。

第5章 履修方法 単位認定 及び 課程修了認定

第24条 各学科の卒業に要する授業科目及びその単位は、別表Ⅰ a, b, c, dにおいて設ける。

2. 前条の規定とは別に、免許及び資格の取得に必要な授業科目として、司書に関する科目、教職(幼稚園教諭)に関する科目、及び教職(栄養教諭)に関する科目とそれらに要する単位は、別表Ⅱ a, b, cにおいて設ける。
3. 卒業認定とともに取得できる免許及び資格とそれらに必要な科目及び単位の履修方法は、別に定める。

第25条 科目の単位数は次の基準によって計算する。

本学では、短期大学設置基準により1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算する。

- (1) 講義、演習については、原則として15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 二以上の授業方法で履修する科目については、上記の規定に従い履修方法ごとの授業時間数から単位を算出し、その合計を科目の単位数とする。
- (4) 各科目の授業時間数については、別に定める。
2. 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - (1) 本学は、短期大学設置基準が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - (2) 本学は、授業を外国において履修させることができる。多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
 - (3) 本学は、短期大学設置基準が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
 - (4) 卒業に必要な所定の単位数のうち(1)に規定する授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

第26条 授業科目を履修し、かつ試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第27条 本学を卒業するために必要な単位数は、教養科目と専門科目を合計し、62単位以上とする。

第28条 各学科の履修方法に関する細則は、別に定める。

第29条 履修科目の単位取得の認定は、授業への出席時間数及び試験による。

2. 試験は各学期末に当該履修科目について、筆記、口述、論文、実技等によって行う。
3. 各科目の受験資格の取り扱いについては、別に定める。

第30条 各科目の成績評価は100点をもって満点とし、成績評価とそれに伴う単位取得の有無は次のとおりとする。

	単 位	評 価
90点以上	有	秀
80点～89点	有	優
70点～79点	有	良
60点～69点	有	可
60点未満	無	不可

2. 成績評価は、シラバスに明記された各授業科目の試験の結果、平常点などの配点区分により行う。

第31条 病気その他の理由で試験を受けることができなかった者、又は試験に不合格であった者のために、追試験又は再試験を行うことができる。

2. 前項に関する細則は、別に定める。

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、本学の定めるところにより、他の短期大学又は大学において学修して修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第32条、第33条の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

3. 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生の、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修を本学における学修とみなし、本学の定めるところにより、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 3. 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。
- 第34条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)において学修して修得した単位を、本学に入学した後の学修により修得したものとみなし、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。
2. 前項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

第6章 卒業等

- 第35条 本学を卒業するためには、学生は原則として2年以上在学し、第27条に示した卒業に必要な所定の単位を修得しなければならない。
- 第36条 前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。
- 第37条 学長は、卒業認定を受けた者に卒業証書と、別に定める学位規程により短期大学士の学位を授与する。

第7章 免許状 及び 資格の取得

- 第38条 本学において取得できる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

免許状

生活科学科福祉こども専攻	幼稚園教諭二種免許状
生活科学科食物栄養専攻	栄養士
	栄養教諭二種免許状

資格

ビジネス実務士
司書
保育士
社会福祉主事任用資格

2. 前項に掲げる資格で教育内容が法規等で定められるものに対応した本学の科目名の対照表を別に明示する。

第8章 科目等履修生 研究生 聴講生 特別聴講生 長期履修学生 及び 外国人留学生

- 第39条 本学学生以外の者で本学所定の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という)は、当該科目の授業を妨げないかぎり、選考のうえ、これを許可することができる。

2. 科目等履修生には所定の単位を与えることができる。

- 第40条 本学卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められる者が、さらに研究することを願った場合は、当該学科の授業及び研究を妨げないかぎりにおいて、研究生としてこれを許可することができる。

- 第41条 科目等履修生及び研究生に関する事項は、別に定める。

- 第42条 第1条から第4条、第6条から第9条、第24条から第26条、第29条から第31条は、科目等履修生ならびに研究生にもこれを適用する。

- 第43条 1 科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

- 第43条の2 他の大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2. 前項に関する事項は、別に定める。

- 第44条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

- 第44条の2 第5条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2. 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第9章 賞罰

- 第45条 品行方正・学力優秀な者、又は模範的行為があった者は、これを表彰することがある。

- 第46条 学則に違反し、又は次の各項に該当する行為をなした者は、その情状に従い譴責、謹慎、停学及

び退学に処する。

- (1) 性行不良と認められる者。
- (2) 学力劣等と認められる者。
- (3) 正当な理由が無くして出席常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第10章 入学検定金 入学金 授業料 及び その他の費用

第47条 本学入学志願者は、入学検定料30,000円を納入しなければならない。

第48条 本学に入学を許可された者は、所定の入学料、授業料、その他の費用を納入しなければならない。

入学料 290,000円

授業料 690,000円(年間)

2. 授業料及びその他の費用は、2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、延納を認めることがある。
4. 学費支弁に困難な事情があるときは、授業料を減免することがある。

第49条 休学した者については、授業料を徴収しない。

2. 休学に必要な手続き、金額等は別に定める。

第50条 第48条に定めた費用の他、教育に必要な費用を徴収することがある。

2. 前項に規定する納入金の種類、金額、納入方法等については、別に定める。

第51条 授業料等納入金は、原則として還付しない。

第11章 教職員組織

第52条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。また、必要に応じて臨時の職員を置くことができる。

第53条 本学の事務組織及び職務分掌は、別に定める。

第12章 教授会

第54条 教授会は専任教員をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項。
 - (2) 学生の入学、退学、休学、復学、転学科、転学、除籍及び卒業に関する事項。
 - (3) 学生の厚生補導に関する事項。
 - (4) 学生の賞罰に関する事項。
 - (5) 本学の当年度収支決算及び次年度予算案に関する事項。
 - (6) 学則及びその他の規程、基準に関する事項。
 - (7) 学長候補者に関する事項。
 - (8) その他、教育研究上必要と思われる基本的な事項。
2. 学長が必要と認めるときは、その他の教職員を参加させることができる。

第55条 次の事項は、学長及び教授をもってこれを審議する。

- (1) 教員の採用に関する事項。
- (2) 教員の昇格に関する事項。
- (3) その他学長が必要と認める事項。

第56条 教授会の運営については、別に定める。

第13章 図書館情報センター

第57条 本学に図書館情報センターを置く。

2. 図書館情報センターに関する規程は、別に定める。

第14章 人間学研究所

第58条 本学教員の研究交流を深め、研究活動の活性化をはかるため、本学に人間学研究所を置く。

2. 人間学研究所に関する規程は、別に定める。

第15章 生涯学習センター

第59条 本学の教育研究を広く地域社会に開き、教育者再教育、成人教育及び一般市民の学習のため、本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する規程は、別に定める。

第16章 ボランティアセンター

第60条 本学を広く社会に開き、ともに生きる、よりよい社会づくりに資するため、本学にボランティアセンターを置く。

2. ボランティアセンターに関する規程は、別に定める。

第17章 改正

第61条 この規則の改正は、教授会において審議し、第54条第6項に基づき、その現在構成員の三分の二以上の同意を得なければならない。

附則

1. 本学則は平成6年4月1日から実施する。ただし、現に在学する学生には、従前の学則を適用する。
2. 本学則は平成8年4月1日から実施する。ただし、平成7年度以前に入学した学生には、第45条第1項を除き、従前の学則を適用する。
3. 本学則は平成9年4月1日から実施する。ただし、現に在学する学生には、従前の学則を適用する。
4. 本学則は平成9年4月1日から実施する。ただし、平成8年度以前に入学した学生には、第22条別表I b、第45条第1項、同条第4項を除き、従前の学則を適用する。
5. 本学則は平成10年4月1日から実施する。
6. 本学則は平成11年4月1日から実施する。ただし、平成10年度以前に入学した学生には、第45条第2項を除き、従前の学則を適用する。
7. 本学則は平成12年4月1日から実施する。ただし、第20条については、平成11年度以前に入学した学生にも適用し、現に在学する学生には従前の学則を適用する。
8. 本学則は平成13年4月1日から実施する。ただし、第42条の2については、平成12年度以前に入学した学生にも適用し、現に在学する学生には従前の学則を適用する。
9. 本学則は平成14年4月1日から実施する。
10. 本学則は平成15年4月1日から実施する。
11. 本学則は平成16年4月1日から実施する。
12. 本学則は平成17年4月1日から実施する。ただし、平成16年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する。
13. 本学則は平成18年1月1日から実施する。ただし、平成16年度以前に入学した学生については、第36条を除いて従前の学則を適用する。
14. 本学則は平成18年4月1日から実施する。ただし、平成17年度以前に入学した学生については、第36条を除いて従前の学則を適用する。
15. 本学則は平成19年4月1日から実施する。ただし、平成18年度以前に入学した学生については、第36条及び別表Ⅱ eを除いて従前の学則を適用する。
16. 本学則は平成20年4月1日から実施する。ただし、平成19年度以前に入学した学生については、第36条を除いて、原則として従前の学則を適用する。
17. 本学則は平成21年4月1日から実施する。ただし、平成20年度以前に入学した学生については、第36条を除いて、原則として従前の学則を適用する。
18. 本学則は平成22年4月1日から実施する。
19. 本学則は平成23年4月1日から実施する。
20. 本学則は平成24年4月1日から実施する。ただし、平成23年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
21. 本学則は平成26年4月1日から実施する。ただし、平成25年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
22. 本学則は平成28年4月1日から実施する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
23. 本学則は平成29年4月1日から実施する。ただし、平成28年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
24. 本学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
25. 本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
26. 本学則は、令和2年5月1日から施行する。ただし、令和2年度4月30日以前に入学した学生については、第24条2項のみを追加して適用する。
27. 本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
28. 本学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

別表 I a 教養科目

授業科目	単位	
	必修	選択
キリスト教学Ⅰ	1	
キリスト教学Ⅱ	1	
福祉学Ⅰ	1	
福祉学Ⅱ	1	
国際ボランティア		2
福島学		2
国際平和論		2
日本国憲法		2
教育原理		2
教育心理学		2
英語Ⅰ		2
英語Ⅱ		2
情報演習Ⅰ		2
情報演習Ⅱ		2
体育講義		1
体育実技Ⅰ		1
体育実技Ⅱ		1

別表 I b 専門科目
(キャリア教養学科)

授業科目	単位	
	必修	選択
アカデミックスキルズⅠ	1	
アカデミックスキルズⅡ	1	
心理学		2
経済学		2
労働法制と人権		2
地域形成論		2
現代社会論		2
法学		2
経営学基礎		2
生涯学習概論		2
情報サービス論		2
プランニング入門		2
データサイエンス		2
人間関係論		2
観光論		2
文化人類学		2
日本社会史		2
社会調査法入門		2
社会学		2
公共政策論		2
人文学入門		2
哲学		2
日本文学		2
生命科学		2
環境科学		2
キャリア形成論	2	
ビジネス実務		2
インターンシップ		2
リーダーシップ入門		2
プレゼンテーションスキルズ		2
簿記入門		2
ビジネス実務総合演習		2
メンタルヘルスマネジメント		2
情報リテラシー		2
企業論		2
リスクコミュニケーション論		2
ファイナンシャルプランニングⅠ		2
ファイナンシャルプランニングⅡ		2
医療事務Ⅰ		2
医療事務Ⅱ		2

授業科目	単位	
	必修	選択
医療事務Ⅲ		2
医療事務Ⅳ		2
北米の歴史と文化		2
リーディングスキルズ		2
英語とメディア		2
中国語		2
韓国語		2
英語演習(Basic)		2
TOEIC演習		2
ライティングスキルズ		2
英会話		2
ビジネス英語		2
時事英語		2
国際関係論		2
ツーリズム英語		2
コミュニケーションスキルズ		2
異文化理解		2
アカデミック英語Ⅰ		2
アカデミック英語Ⅱ		2
専門英語演習Ⅰ		2
専門英語演習Ⅱ		2
キャリア教養特講Ⅰ		2
キャリア教養特講Ⅱ		2
キャリア教養特講Ⅲ		2
キャリア教養特講Ⅳ		2
キャリア教養特講Ⅴ		2
キャリア教養特講Ⅵ		2
キャリア教養特講Ⅶ		2
キャリア教養特講Ⅷ		2
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	

キャリア教養学科 卒業要件単位
 教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰbの合計 62単位以上

別表Ⅰc 専門科目
 (生活科学科 食物栄養専攻)

授業科目	単位	
	必修	選択
公衆衛生学		2
社会福祉論		2
解剖生理学Ⅰ		2
解剖生理学Ⅱ		2
生化学		2
疾病と治療		2
生化学実験		1
食品学	2	
食品衛生学		2
食品加工学		2
食品学実験		1
食品衛生学実験		1
食品加工学実習		1
基礎栄養学	2	
応用栄養学		2
臨床栄養学		2
栄養教育論		2
応用栄養学実習		1
栄養指導論Ⅰ		2
栄養指導論Ⅱ		2
公衆栄養学		2
臨床栄養学実習		1
栄養情報実習		1
給食管理論		2
調理学	2	
給食管理・学内実習Ⅰ		1
給食管理・学内実習Ⅱ		1
給食管理・学外実習		1
調理実習Ⅰ		1
調理実習Ⅱ		1
調理実習Ⅲ		1
調理科学実験		1
食物栄養基礎講座	2	
フードコーディネーター論Ⅰ		2
フードコーディネーター論Ⅱ		2
食品安全性論		2
食物栄養特論		2
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	

生活科学科 食物栄養専攻 卒業要件単位
 教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰcの合計 62単位以上

別表 I d 専門科目
(生活科学科 福祉子ども専攻)

授業科目	単位	
	必修	選択
保育職入門Ⅰ	1	
保育職入門Ⅱ	1	
生活福祉論	2	
子ども家庭福祉		2
子ども家庭支援論		2
保育原理		2
保育者論		2
社会的養護		2
保育基礎演習		2
保育相談実践演習	1	
こどもの食と栄養		2
子どもの理解と援助		2
こどもの保健(講義)		2
こどもの保健(演習)Ⅰ	1	
保育の心理学		2
子ども家庭支援の心理学		2
こどもの健康と安全(演習)	1	
教育課程・保育の計画と評価		2
子育て支援	1	
保育内容総論		2
子どもと健康	1	
保育内容(健康)の指導法		2
子どもと人間関係	1	
保育内容(人間関係)の指導法		2
子どもと環境	1	
保育内容(環境)の指導法		2
子どもと言葉	1	
保育内容(言葉)の指導法		2
子どもと表現	1	
保育内容(表現)の指導法		2
保育表現技術(身体表現)		2
子どもと表現Ⅱ	1	
保育表現技術(音楽表現)		2
保育表現技術Ⅱ(音楽表現)		2
保育表現技術(造形表現)		2
乳児保育Ⅰ		2
乳児保育Ⅱ	1	
特別支援保育		2
社会的養護内容	1	
保育内容演習(総合)		2
保育教養特講Ⅰ		2
保育教養特講Ⅱ		2
保育教養特講Ⅲ		2
保育教養特講Ⅳ	1	
保育教養特講Ⅴ	1	
保育教養特講Ⅵ	1	
保育実習指導Ⅰ		2
保育実習指導Ⅱ		1
保育実習指導Ⅲ		1
保育実習Ⅰ(保育所)		2

授業科目	単位	
	必修	選択
保育実習Ⅰ(施設)		2
保育実習Ⅱ		2
保育実習Ⅲ		2
保育・教職実践演習(幼稚園)		2
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	
ライフキャリア形成論		2
ライフキャリア形成演習Ⅰ		1
ライフキャリア形成演習Ⅱ		1
ユニバーサルデザイン論Ⅰ		2
ユニバーサルデザイン論Ⅱ		2
健康エクササイズⅠ		2
健康エクササイズⅡ		2
衣生活デザインⅠ		2
衣生活デザインⅡ		2
食生活デザインⅠ		2
食生活デザインⅡ		2
住生活デザインⅠ		2
住生活デザインⅡ		2
ライフコミュニケーション論		2
ライフデザイン論		2
子どもと共に		2
カウンセリング演習		2
コミュニティー福祉論		2
コミュニティー演習A		2
コミュニティー演習B		2
障害者と共に		2
調理の基礎と実習A		2
調理の基礎と実習B		2
カラーコーディネートⅠ		2
カラーコーディネートⅡ		2
服飾造形ⅠA		2
クラフトⅠ		2
クラフトⅡ		2
服飾デザイン		2
インテリアデザインⅠ		2
インテリアデザインⅡ		2
住居設計Ⅰ		2
住居設計Ⅱ		2
ユニバーサルフードデザイン実習		2
スイーツ実習		1
美容デザイン演習		2
高齢者と共に		2
野菜ソムリエ演習Ⅰ		1
野菜ソムリエ演習Ⅱ		1

生活科学科 福祉子ども専攻 卒業要件単位
教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰdの合計 62単位以上

別表Ⅱa 司書に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス演習	4
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習	4
図書館基礎特論	1
図書館サービス特論	1
図書館情報資源特論	1
図書・図書館史	1
図書館施設論	1
図書館総合演習	1
図書館実習	1

別表Ⅱb 教職(幼稚園教諭)に関する科目

授業科目	単位
教育原理	2
子ども家庭支援の心理学	2
教育相談	2
教育方法論	2
保育・教職実践演習(幼稚園)	2
幼稚園教育実習事前事後指導	1
幼稚園教育実習Ⅰ	1
幼稚園教育実習Ⅱ	3

別表Ⅱc 教職(栄養教諭)に関する科目

授業科目	単位
栄養教諭活動論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教職入門	2
教育課程・教育の方法と技術	2
教育相談	1
生徒指導	1
教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習事前事後指導	1
栄養教育実習	1
特別支援教育入門	1
道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2